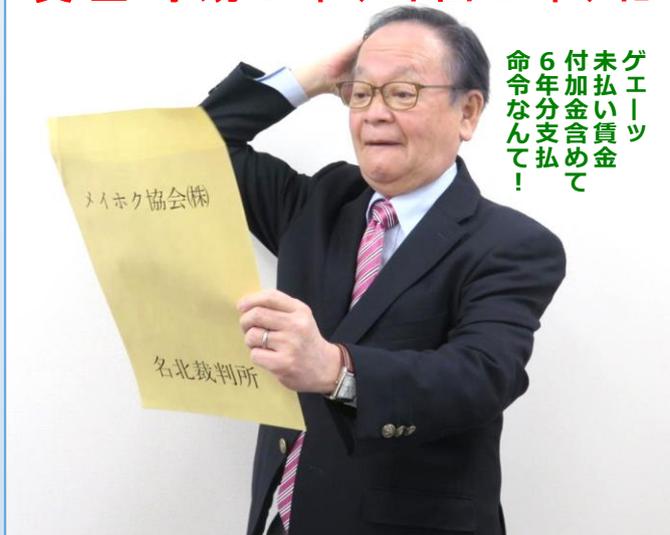


労働新時代の企業防衛

4つの労務管理の大問題を

賃金時効5年(当面3年)化



情報漏えい・ネット書込・バイトテロ



ローパフォーマー(低能力・職務怠慢)



政権が促進中 副業・兼業



4人の労働専門弁護士が解説

主催 愛知県下各労働基準協会

名北・名古屋南・名古屋東・名古屋西・豊橋・岡崎・一宮・
半田・刈谷・豊田・瀬戸・津島・江南・西尾 労働基準協会

令和2年度 労働トラブル防止総合講座 ご案内

働き方改革関連法の施行が進む中、令和2年4月1日からの民法改正に合わせ、労働基準法の賃金の時効期間を、従来の2年から5年(当面3年)とする法改正が進められています。

また、働き方改革の一環として国も、柔軟な働き方の選択肢として副業・兼業を促進しており、情報社会がさらに進展することもあり、労働者の就業形態と就労意識も、一段と変化していくことが予想されます。

労働新時代の到来は、企業と労働者にさらなる利益を生み出すとともに、その運用を誤ると新たな労働トラブルの種ともなりかねません。

そこで愛知県下各労働基準協会では、労働分野で活躍される弁護士に下記の内容をお聴きする全4回の「労働トラブル防止総合講座」を本年度も開催します。

ぜひとも多くの皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。



●会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)9F 902号室

名古屋市中村区名駅4丁目4-38
JR名古屋駅桜通口から 徒歩5分

●時間 午後1時30分～午後4時30分

●総括テーマ 労働新時代の企業防衛について



第1回 令和2年6月26日(金)

今後の労働基準法賃金時効5年化(当面3年)への対応と最近の労使紛争の動向

西脇法律事務所 所長 弁護士 西脇明典氏

債権の消滅時効期間を原則5年とする改正民法の令和2年4月1日施行に伴い、労働基準法の賃金請求権の消滅時効も、現在の2年から5年(当面は3年)に延長する法改正が予定されています。

平成30年の愛知労働局における監督指導では、対象事業場の15.7%に時間外労働等による割増賃金の違反が認められています。

厚生労働省は平成29年1月に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインを策定し、労働時間の解釈等を示し、監督指導を強化していますが、業務の準備・後始末、休憩、研修等の誤った取り扱いがみられます。

割増賃金の支払いをめぐる労使紛争も多く、この改正は企業の労務管理に大きな影響を与えるものと思われ、今後の企業対応をお聴きします。



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働問題をめぐる使用者・企業側の立場による、訴訟、労働審判、団体交渉の対応、相談を行い、事業主団体等での労働関係講演も数多い人気講師。労働基準協会主催講習でも17年間講師を担当。経営法曹会議幹事。元愛知労働局紛争調整委員会あっせん委員。元愛知県産業労働部労働福祉課労働相談員。



情報漏えいからネット書き込み、バイトテロまで…… 各種情報に関する社員の労務管理

成田・長谷川法律事務所 パートナー弁護士 長谷川 ふき子 氏



【講師プロフィール】

東京理科大学理学部卒業後、東京大学法学部に再入学し卒業時に司法試験に合格の異色の理系女子弁護士。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員会委員、愛知県弁護士会労働法制委員会委員長、愛知県弁護士会両性の平等委員会委員、日本弁護士連合会男女共同参画推進本部委員。化学薬学分野等の医療機関問題、情報管理問題の対応・講演も多い。

情報社会が進展する中、企業情報を労働者が過失、あるいは悪意を持ち社外に広めてしまい、企業の地位がおとしめられたり、莫大な損害を被る事件が多発しております。



企業情報の漏洩は、外部の不正アクセスによるものもありますが、その大半は社員の紛失・誤操作等の過失、個人使用・外部譲渡等の不正によるものです。

また、インターネット等に書き込まれる企業の情報には、企業の就労実態、上司の行動等、社内の人間でないことと知りえないものが、数多く見受けられます。

さらに最近では、社内規定では決して許されない行為を撮影し、これをインターネット等に公開する、バイトテロなる事象も発生しております。

このような事件を防止するためには、情報管理規程と服務規程を明確に定め、社員教育を徹底し、違反行為には厳罰をもって臨むことが必要です。

そこで、自社労働者が関与した情報関係事件の実例と、各規程作成の内容、懲戒処分の対象となる行為と留意点について、理系弁護士として情報管理の講演も多い長谷川先生にお聴きします。

これからのローパフォーマー対策と トラブル発生時の対応

宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 宮澤 俊夫 氏



【講師プロフィール】

金沢大学法学部を卒業し司法試験合格。東京地方検察庁検事に任官し、昭和63年に名古屋法務局訟務部付検事を最後に退官。企業法務を多く手掛け、ち密な解説には定評がある。愛知労働局労災法務専門員・公共調達監視委員会委員長、愛知県仕事と生活の調和推進事業検証委員会委員長、愛知県雇用労働相談センター代表弁護士、愛知県弁護士会民事弁護委員会等要職を歴任。

一般的にローパフォーマーとは、支払う賃金に対して能力や成果が低い労働者、あるいは誠実に業務を行わなかったり服務規律を守らない等、勤務態度に問題がある労働者を指しており、どのような企業でも一定の割合で存在していると言われます。

彼が
仕事を
しないの
理由は
会社の
指導が
悪いんだ！



このような労働者を放置すると、企業の生産性を落とし、他の労働者の勤労意欲を削ぎ、組織の秩序を崩すこととなります。

しかし、ローパフォーマー労働者であっても、安易に解雇、雇止めを行うことは民事上問題があり、企業が指導、教育、監督等を充分に行うことが必要となります。

さらに、このような労働者の中には、自らの権利、保護を強く主張する者も多く、企業の指導不足等を問題とし、都道府県労働局のあつせん、地方裁判所の労働審判等の労使紛争解決手続へ訴え、あるいは合同労組との団体交渉に発展する例も後を絶ちません。

そこで、このようなローパフォーマー労働者に対する、労務管理の手法と対応策をお聴きします。

社員の副業・兼業のメリット・デメリットと 労働時間等の労務・安全衛生管理上の留意点

庄司法法律事務所 所長 弁護士 庄司 俊哉 氏



【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。労働災害、過労死、過労自殺をめぐる安全配慮義務等に関する数々の講演を行う。弁護士会の裁判劇を手掛け、愛知県下各労働基準協会が上演する90分の労働災害劇「波紋ある工場の悲劇」、労使紛争解決手続の3つの実演劇の脚本、劇中解説も担当。元愛知県弁護士会副会長。元愛知労働局紛争調整委員会。

国は働き方改革の柱の一つである多様で柔軟な働き方の実現のため、労働者の副業・兼業を推進しており、平成30年1月に「副業・兼業の推進に向けたガイドライン」や副業・兼業を禁止する規定を削除した



「改訂版モデル就業規則」を策定・作成しております。

労働者の副業・兼業は、社内では得られない知識・スキルを獲得することができ、優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、企業の競争力を向上させ、事業機会の拡大につながる等のメリットがあります。

一方、疲労の蓄積等で業務への気力、集中力が低下する、過重労働となり健康障害を起こす、企業の情報、技術が流出する等のデメリットもあります。

このため、8割以上の企業が副業・兼業を禁止しており、労働基準法では2つ以上の事業場に勤務した場合は、通算労働時間での割増賃金の支払い義務があります。一方、現在の労災保険では、事業場が異なれば労働時間は通算はされず、見直しが行われる予定です。

労働新時代下で、今後さらなる増加が見込まれる副業・兼務について、安全配慮義務のご講演も多い庄司先生にお聴きします。

対象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者
 社会保険労務士等の労働専門家

定員 50名(各回定員になり次第締め切ります)

費用 会員 1回 6,310円 4回 21,210円(4,030円割引)
 非会員 1回 8,350円 4回 28,060円(5,340円割引)

連絡先 一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付
 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1
 電話(052)961-1666 FAX(052)962-1670

会場 ウィンクあいち(愛知県産業労働センター)

電車の場合

- JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ◎JR名古屋駅桜通口から ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分
- ◎名駅地下街サンロードからミッドランドスクエア、マルケイ観光ビル 名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

お車の場合

名古屋高速都心環状線「錦橋」出口より約6分 駐車場 123台収容



申込要領		申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。			
名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区	
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市	
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区	
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町	
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡	
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡	
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡	
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市	
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡	
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市	
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市	
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市	
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡	
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡	
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市	
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会		三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

令和2年度 労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	()	—
		FAX	()	—
事業内容		労働者数		人
所在地	〒			
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 6月26日 <input type="checkbox"/> 8月27日 <input type="checkbox"/> 10月29日 <input type="checkbox"/> 12月3日	
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日(レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 6月26日 <input type="checkbox"/> 8月27日 <input type="checkbox"/> 10月29日 <input type="checkbox"/> 12月3日	
会費支払時期	月 日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様)

会員番号※

--	--	--	--	--

※会員番号 名北協会のみ郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。